

グループホームやすらぎ 重要事項説明書

1. 事業主体概要

種類と名称	(ふりがな) いりょうほうじん じんえいかい 医療法人 仁栄会			
主たる事務所	〒780-0066 高知市比島町4丁目6番22号			
連絡先	電話番号	088-823-2285		
	FAX番号	088-824-2363		
	ホームページ	http://shimazuhp.jp		
代表者	氏名	島津 裕和	職名	理事長
設立年月日	平成7年12月12日			
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)			

2. 事業所の概要

名称	(ふりがな) にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいごじぎょうしょ 認知症対応型共同生活介護事業所 やすらぎ			
所在地	〒780-0066 高知市塩田町19番26号			
主な利用 交通手段	最寄駅	高知駅		
	交通手段と 所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR高知駅(北口)より徒歩7分 ・ 高知駅より乗車5分 とさ電交通 バス停『西比島』停留所 下車、徒歩3分 同 『塩田』停留所 下車、徒歩4分 		
連絡先	電話番号	088-875-3500		
	FAX番号	088-875-3507		
	ホームページ	http://shimazuhp.jp		
管理者	氏名	沖 三恵		
	1組管理者	沖(兼務)	2組管理者	西田 道子
利用定員	ユニット数: 2(18名) 1組: 9名、2組: 9名			
開設時期	平成12年11月27日			
事業所番号	3910116395			

3. 建物概要

土地	敷地面積	839.66 m ²	所有関係	賃 貸	
建物	延床面積	全体	1,563.98 m ²	耐火構造	耐火建築物
	構造	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造、5階建ての2階部分 ・延床面積 1組 (177.33 m²) 2組 (169.03 m²) 			
居室の状況	居室区分	<ul style="list-style-type: none"> ・一室の占有面積 1組 (8.06) m² 2組 (7.86) m² 			
共有施設	区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・台所、食堂 ・機能訓練室 1組 (83.39 m²)、2組 (89.61 m²) ・トイレ、浴室（一槽） ・建物1階部分の浴室（車椅子入浴装置あり）脱衣室・トイレ ・エレベーター（ストレッチャー対応） 			
消防用設備等	消火器	・あり	自動火災報知設備	・あり	
	火災通報設備	・あり	スプリンクラー	・あり	
	防火管理者	・あり	防災計画	・あり	
その他	ナースコール（各居室）				

4. 協力医療機関

医療支援 ※複数選択可	<ul style="list-style-type: none"> ○救急車の手配：あり ○入退院の付添い：あり ○通院介助：あり 	<p>なお、入退院時及び通院介助については、原則家族により行うこととし、家族等の状況により、必要に応じて、下記協力医療機関についてのみ実施します。</p>
協力医療機関	名 称	医療法人仁栄会 島津病院
	所在地	高知市比島町4丁目6番22号
	診療科目	内科、人工透析内科、糖尿病内科、リウマチ科、腎臓内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、外科、人工透析外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、肛門外科、皮膚科、リハビリテーション科
	協力内容	医師の訪問による健康相談、健康診断、予防接種などの健康管理又、治療や投薬、緊急時の対応などの健康面のサポート。
協力歯科 医療機関	名 称	たかぎ歯科 (088-855-8143)
	所在地	高知市上町3丁目5-11
	協力内容	往診、治療や投薬、口腔ケアの管理など。

5. 職員勤務体制

1組	員数	常勤		非常勤		保有資格・兼務状況									
		専従	兼務	専従	兼務										
管理者	1		1	-	-	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員 (1組計画作成担当者との兼務)									
計画作成担当者	1		1	-	-	介護福祉士・介護支援専門員 (1組管理者との兼務)									
介護従事者	8		8	-	-	介護福祉士8名以上 (2組介護従事者との兼務)									
看護師	1			-	-	島津病院との契約により 週1回 2時間訪問									
2組	員数	常勤		非常勤		保有資格・兼務状態									
		専従	兼務	専従	兼務										
管理者	1		1			介護福祉士 (2組計画作成担当者との兼務)									
計画作成担当者	1		1			介護福祉士 (2組管理者との兼務)									
介護従事者	8		7			介護福祉士9名以上、(2組管理者、 2組計画作成担当者、1組介護従事者 との兼務)									
看護師	1					島津病院との契約により 週1回 2時間訪問									
昼間の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各ユニットとも入所者3名に対して1名の介護従事者を配置しています。 ・勤務体制内訳 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>早出</td> <td>7:00~16:00</td> <td>各1名</td> </tr> <tr> <td>日勤</td> <td>8:30~17:30</td> <td>各1名</td> </tr> <tr> <td>遅出</td> <td>11:00~20:00</td> <td>各1名</td> </tr> </table> 						早出	7:00~16:00	各1名	日勤	8:30~17:30	各1名	遅出	11:00~20:00	各1名
早出	7:00~16:00	各1名													
日勤	8:30~17:30	各1名													
遅出	11:00~20:00	各1名													
夜間の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤帯の時間 20:00~6:00 ・勤務体制上の「夜勤シフト」 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>16:00~</td> <td>翌 10:00</td> <td>各ユニット 1名</td> <td>(必要時増員)</td> </tr> </table> 						16:00~	翌 10:00	各ユニット 1名	(必要時増員)					
16:00~	翌 10:00	各ユニット 1名	(必要時増員)												
事業の実施地域	・高知市全域 (・営業時間: 24時間、365日)														

6. 指定認知症対応型認知症対応型共同生活介護（短期利用含む）

共同生活介護の内容	<p>1 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）若しくは、短期利用型共同生活介護（以下、「共同生活介護」という。）は、認知症の状態にある要介護認定者が、家庭的な環境の下と地域住民との交流の下、住み慣れた環境でも生活を継続できるようにすることを目指した支援を行います。</p> <p>2 上記の支援は、共同生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感が得られ、自身を回復するなどの効果が期待されるとともに、自らの生活の場であることを実感できるように必要な支援を行うものとします。</p>
-----------	--

7. 基本理念・運営の方針

基本理念	<p>認知症の状態にある要介護認定高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下での日常生活の介助を通じて、入居者の尊厳が守られ、安心して日常生活を営むことを支援します。</p> <p>一、その人がその人らしく尊厳が守られ、自由で穏やかな暮らしが送れるように支援をしていきます。</p> <p>一、入居者一人ひとりにきちんと向き合い、心が揺れている時は寄り添い、共に感じる心を大切にします。</p> <p>一、ご家族や住み慣れた地域への架け橋となるようなサービス及び支援を心掛けます。</p>
運営方針	<p>① 一人ひとりの生活歴や職歴、嗜好等を十分把握した上で、個々の状況に応じた個別対応を行います。</p> <p>② 主役は入居者であり、スタッフは原則として生活のパートナーとして関わり、見守り等の介護を行います。</p> <p>③ 入居者の主体性を引き出し、自主的な生活上の役割分担に配慮します。</p> <p>④ 家庭的な雰囲気重視するとともに、ホームの生活の中で「できる」ことを維持します。</p> <p>⑤ 四季折々のイベントや行事以外は、スケジュールにとらわれない自由なのんびりした生活を過ごします。</p> <p>⑥ 地域や家庭、友人、知人等に開かれた交流を大切にします。</p>
サービス利用中の面会時間	午前9時～午後8時まで。
金銭、貴重品の管理	原則、所持金品は、自己の責任で管理してください。
設備、器具の利用	事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

8. 利用に当たっての留意事項（入退居）

留意事項	<p>① 共同生活介護は、認知症の状態にある要介護認定者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障のない方を対象としています。このため、入居に際しては、主治医の診断書等により、認知症の状態等を確認します。</p> <p>② 入居に際して、入院治療等を要する状態であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な他の介護保険事業所、病院又は診療所を紹介する等の措置を講じます。</p> <p>③ 入居に際しては、前①、②を含め、居宅介護支援事業所等の関係者等から心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めます。</p> <p>④ 退居の際には、入居者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行います。また、その際には、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るよう努めます。</p>
------	--

9. 共同生活介護の内容

サービス計画	<p>① 共同生活介護は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、協議の上で設定された援助の目標及びそれを達成するための具体的なサービス内容を記載した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下、「サービス計画」という。）に沿って実施されます。</p> <p>② このサービス計画の作成に際しては、入居者又はその家族に説明し、入居者の同意を得て、入居者に交付します。</p> <p>③ このサービス計画作成後は、共同生活介護の実施状況を把握し、必要に応じてサービス計画の見直しを行います。</p>
介護等	<p>① 介護は、入居者の心身の状況に応じて、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。</p> <p>② 入居者の食事その他、清掃、買い物、園芸、レクリエーション、行事等は、原則として、入居者と介護従業者が共同で行うよう努めます。</p> <p>③ 事業所は、入居者に対し、入居者の負担により、当該事業所の介護従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。</p>
社会生活上の介護の提供等	<p>① 事業所は、入居者の趣味、嗜好に応じた活動ができるよう支援を行うことにより、充実した日常を送り、精神的な安定、心身障害の減少、認知症の症状の進行を緩和するように努めます。</p> <p>② 入居者が日常生活を送る上で必要な行政機関に対する手続き等について、入居者又はその家族が行うことが困難な場合には、その同意を得て手続きを代行します。その際、金銭に関するものは書面による同意を得て代行します。</p>
入居者に関する市町村への通知	<p>事業所は、入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 正当な理由なく共同生活介護の利用に関する指示に従わず、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 二 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき
衛生管理	<p>1. 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水について衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理について適正に行います。</p> <p>2. 事業所は、感染症の発生やまん延の予防のため、次に掲げる措置を講じております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予防対策を検討する委員会を年に2回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。 ② 食中毒の発生やまん延防止のための指針を整備しています。 ③ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（2019年3月）」に沿った対応を行います。

10. 利用料 認知症対応型共同生活介護・短期利用

食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じた定められた金額を負担していただきます。

イ 認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

■利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表のとおり、要介護度に応じたサービス利用料金から事業所に給付される保険給付額を除いた金額（自己負担金）をお支払いください。

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
費用額/日	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
負担額/日	749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
費用額/日	777 単位	781 位	817 単位	841 単位	858 単位	874 単位
負担額/日	777 円	781 円	817 円	841 円	858 円	874 円

- * 月途中から利用開始した場合、又は月途中で退所した場合は、利用期間に応じて日割の料金をいただきます。
- * 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、見なしの要介護状態に基づく保険給付費見合いの額的全額をお支払いいただきます。その際、後に要介護認定を受け、要介護状態が確定した状態に基づく自己負担額を除く金額について、介護保険から払い戻しを受けるために必要となる「サービス提供証明書」を交付します。
- * 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は上記と別にいただきます。
- * 制度改正等により保険給付額が改定された場合は、改定後の額をお支払いいただきます。

利用者のニーズや認知症高齢者に対応するため、看護職員や介護従事者の配置、専門性やキャリア形成への支援の実施等について、基準に適合している場合には下記の額が加算されます。

各種加算	<p>ハ 初期加算（介護予防を除く） 30 単位/日（30日まで） 入所した日から起算して30日以内の期間は、初期加算として1日当たり自己負担に加算されます。30日を超える入院後に再び利用を開始した場合も同様です。</p> <p>ニ 医療連携体制加算（介護予防を除く） (I)ハ 39 単位/日</p> <p>ホ 協力医療関連加算（短期利用/介護予防を除く） 100 単位/月</p>
各種加算	<p>ヘ 高齢者施設感染対策向上加算（I） 10 単位/月</p> <p>ト 新興感染施設療養費 240 単位/日 新興感染者を協力医療機関の協力を得ながら施設でケアをした場合</p>

	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10 単位/月	
チ	退居時情報提供加算	250 単位/一人一回
	医療機関へ退所する入居者について退所後の医療機関に入居者を紹介する場合	
リ	看取り介護加算	死亡日 45 日～31 日前 72 円/日
		死亡日 30 日～ 4 日前 144 円/日
		死亡日前々日、前日 680 円/日
		死亡日 1280 円/日
	（短期利用/介護予防を除く）	
ヌ	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円/日
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円/日
	（介護従事者の保有資格により変動があります。）（短期利用を除く）	
ル	生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 円/月	
	（Ⅱ）リハを実施する医療関の理学療法士等が訪問して行う場合、計画作成担当者等と共同して入居者の身体の状況等を評価し、かつ生活機能の向上を目的とした計画作成を行った場合（3月に1回を限度）	
ヌ	口腔衛生管理体制加算（短期利用を除く）	30 円/日
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
オ	栄養管理体制加算（短期利用を除く）	30 円/月
	管理栄養士（外部との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っている場合	
ワ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日（介護福祉士 70%以上）
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日（介護福祉士 60%以上）
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日（介護福祉士 50%以上）
	（介護従事者の保有資格、雇用形態、勤続年数等により変動があります）	
カ	科学的介護推進体制加算（短期利用除く）	40 単位/月
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の助教等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供していること ・必要に応じて、上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること 	
コ	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	11.1%を乗じた金額
ク	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	3.1%
ケ	ベースアップ等支援加算	2.3%
コ	ク	レは令和6年6月以降介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に一本化 18.6%
	*ワ・コ・ク・レについては短期利用の場合、区分支給限度額の対象外です。	
	*認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 円/日（短期利用のみ入居日から7日間）	

介護保険給付対象外サービス (利用種別に応じて異なります。)

入居利用：家賃	月額：35,000～37,000円
短期利用：宿泊費	日額：2,000円
食事材料費	日額：1,242円 (朝：270円・昼：486円・夕：486円)
共益費	月額：7,000円 (短期利用除く)
光熱費他諸雑費	月額：11,000円 (短期利用除く)
実費負担	レクリエーション材料費、おむつ代、ティッシュ等個人消費の日用品

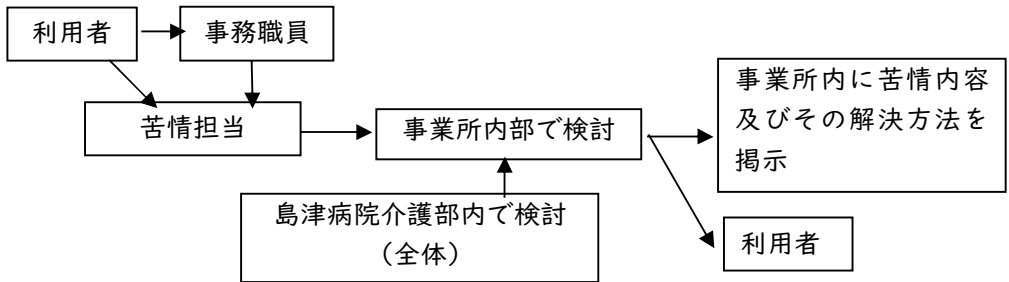
サービス利用料金の支払い方法

<input type="checkbox"/> 窓口払 <input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> 銀行口座	振込口座	高知銀行 本町支店 (普通) 口座番号 (0598201)
	名義人：	イリヨウホウジン ジンエイカイ リジチョウ シマヅ ヒロカズ 医療法人 仁栄会 理事長 島津 裕和
	※銀行口座振込の手数料は、自己負担いただきますのでご了承ください	

その他サービスに関連する内容

秘密保持	<p>① 事業所及びその従業者は、事業者の定める就業規則の服務規律に従い、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。また、従業員の退職後も、この取り扱いは遵守されます。</p> <p>② なお、他の介護事業者や医療機関等が参加するサービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の情報を用いる場合はその家族の同意をあらかじめ得て行います。</p>
苦情処理	<p>① 事業所は、提供した共同生活介護に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置、苦情処理の体制、その手順等を苦情処理のために講ずる措置の概要について、入居者及びその家族に説明する共同生活介護の内容の文書に記載するとともに、事業所内に掲示します。</p> <p>② 事業所は、受け付けた苦情の日付、内容、並びにその際に対応した方法等を記録するとともに、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であると位置づけで改善を図ります。</p>

その他サービスに関連する内容

<p>苦情処理</p>	<p>③ 事業所は、提供した共同生活介護に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置、苦情処理の体制、その手順等を苦情処理のために講ずる措置の概要について、入居者及びその家族に説明する共同生活介護の内容の文書に記載するとともに、事業所内に掲示します。</p> <p>④ 事業所は、受け付けた苦情の日付、内容、並びにその際に対応した方法等を記録するとともに、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であると位置づけで改善を図ります。</p> <p>苦情処理体制（相談・苦情受付担当）</p> <p>1. 当施設のお客様相談・苦情窓口 担当者名：1組 沖 三恵 2組 西田 道子 電話番号：088-875-3500 受付日時：毎日9：00～17：00</p> <p>2. 苦情処理フロー</p>  <p>【苦情処理手順等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け付けた各組（ユニット）において、若しくは、共同で点検・協議の上で解決策を検討し、さらに島津病院介護部会において他部署における対応等を参考に、協議した結果をもって解決策として、入居者又はその家族に提示します。 <p>3. 高知市及び高知県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等も利用できます。</p> <p>① 高知県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情係（9:00～16:00） 高知市丸ノ内2丁目6番5号 TEL：088-820-8410</p> <p>② 高知市役所 介護保険課（8:30～17:15） 高知市本町5丁目1番45号 事業係 <u>088-823-9972</u> 給付係 088-823-9959</p> <p>⑤ 高知市介護保険相談コーナー 088-823-9068（9:00～16:00）</p>
<p>市町村への調査の協力</p>	<p>① 事業所は、共同生活介護に関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な共同生活介護の実施状況を確認するために実施する市町村の調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行います。</p>

<p>地域との連携</p>	<p>① 共同生活介護の提供に当たっては、入居者、その家族、地域住民の代表、市町村職員又は高知市南街・北街・江ノ口地域包括支援センターの職員、共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、同会議の評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。</p> <p>② 同会議の報告等の記録は、基準省令に基づき記録の内容を公表するとともに、適切に保存します。</p>
<p>事故発生時の対応</p>	<p>① 共同生活介護の提供中に入居者に病状の急変その他、必要があると判断される場合には、入居者の主治医若しくは、協力医療機関に連絡し、その指示に従い必要な処置を講じるとともに、事業所の管理者並びに家族、市町村、入居者に係る居宅介護支援事業者に連絡します。</p> <p>② 事業所は、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。</p> <p>③ 事故により、賠償すべき損害が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、不可抗力によるものを除き、賠償を行います。ただし、入居者の故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることがあります。</p> <p style="text-align: center;">（損害賠償保険契約先＝三井住友生命保険会社）</p>
<p>記録の整備</p>	<p>① 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備保管します。</p> <p>② 事業所は、共同生活介護に関する次の各号の記録を整備し、完結の日から5年間保存します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 サービス計画 二 具体的なサービスの内容等の記録 三 身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録 四 基準省令第108条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 五 基準省令第108条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 六 基準省令第108条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 基準省令第108条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

11. 緊急時の対応方法

協力医療機関	島津病院
所在地	高知市比島町4丁目6番22号
電話番号	088-823-2285
院長名	西村 誠明
診療科	内科・外科・糖尿病内科・泌尿器科・脳神経外科・リウマチ科・肛門外科・皮膚科・リハビリテーション科・整形外科・循環器外科、内科・人工透析内科・循環器内科・腎臓内科
緊急時の対応方法	利用者が、サービス提供中に心身の状況に異常その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医または協力医療機関への連絡などの措置を講じるとともに、管理者に報告し、家族への連絡等の対応をします。

12. 非常災害対策

防災時の対応	認知症対応型共同生活介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の安全確保とともに避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。
防災設備	自動火災報知器・非常通報装置・誘導灯・非常灯・非常照明・消火器、スプリンクラー
防災訓練	非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。
防災責任者	管理者 沖 三恵

13. 虐待防止（権利擁護）のための措置

<p>1. 事業者は、すべての役員・職員（以下、「職員等」という。）が、常に、利用者の人権を守るとともに、その尊厳を尊重し、利用者の自立と生活の質の向上、さらに自己実現のための適切なサービスに努め、虐待の防止のための次の措置を講ずるものとします。</p> <p>① 虐待を防止するための職員等に対する研修を実施し、虐待の防止に努めるとともに、人権意識を高め、資質の向上を図る体制を整えます。</p> <p>② 利用者及びその家族からの苦情を受け、適切に対処する体制を整備します。</p> <p>③ その他虐待防止のための必要な措置</p> <p>ア) 職員等は、利用者の自立した生活を最優先に考え、事故の防止、衛生・健康管理、権利侵害・虐待にあたる行為がないかなど注意を払いつつ、職員会議やカンファレンスなどで連絡、確認、報告により共有することに努めます。</p> <p>イ) すべての職員等は、法令その他諸規定、就業規則等を遵守し、体罰、虐待、財産侵害等をはじめとする人権侵害行為を決して行わないものとします。</p> <p>2. 事業者は、虐待を受けている恐れのある利用者を発見したときは、ただちに防止策を講じるとともに、市町村に報告します。</p>

14. ハラスメント対策

1. 事業者は、男女雇用均等法、改正労働施策総合推進法等関係法令の他、介護現場におけるハラスメント対応マニュアル等に従い、職員等が持てる能力を如何なく発揮できる職場環境を構築するために、次の措置を講じるものとします。
 - ① 職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした言動により、特定・不特定を問わず、就業環境を悪化させることがないように定期的に個別面談を実施し、その把握に努めます。
 - ② 介護の現場は、チームワークによる対応が必要であり、情報の共有と連携が不可欠であること、そうした関係が適切な組織運営につながることを念頭に研修を実施します。
 - ③ 利用者や家族等によるハラスメントに関する報告・相談窓口を設置並びに事業者による話し合いの場を設ける等の取組を実施します。
2. セクシャルハラスメントの禁止
事業者は、相手方の意に反する性的な言動で職員等の個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、職員等の就業検鏡を悪化させ、その能力の発揮を阻害する行為を行わせないように取り組みます。
3. パワーハラスメントの禁止
事業者は、職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要、かつ、相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を行わせないように取り組みます。
4. その他のハラスメントの禁止
 - モラルハラスメント：精神的苦痛を与える嫌がらせ全般
 - アルコールハラスメント：職務上の地位等の優位性を背景に、アルコールの多量摂取の強要する等
 - マタニティーハラスメント：妊娠、出産、育児などを理由に解雇、雇い止め、降格、減給等
 - ケアハラスメント：働きながら介護を行う職員に対し、介護休暇や介護時短の利用を阻害する等

15. 緊急やむを得ない行動制限・抑制について

1. 事業所は、利用者又はその他の利用者の生命・身体を保護するために、利用者の状態・行動等が下記のA、B、C全てに該当し、緊急やむを得ず、以下の方法で最小限度の行動制限・抑制を行う場合を除き、いかなる身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

A：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険に晒される可能性が著しく高い
B：行動制限・抑制を行う以外に代替する介護・支援方法がない
C：行動制限・抑制が一時的である。

 - ① 自傷・他害行為がある場合、未全に防ぐ又は抑制するために、腕・足等身体を抑える行為及び教材・遊具等使用を制限する行為
 - ② 利用者がパニック状態にある場合、症状が治まり通常の活動ができる状況になるまで別室等で待機させる、又はその理由を伝えた上で、本人の意思に関わらず別室へ移動させる行為
 - ③ 不意な飛び出し等を未然に防ぐため、室内において施錠、野外において手をつなぐ、腕等身体を抑える行為
 - ④ 車中、車いす、介助椅子等の利用におけるシートベルト等の使用
 - ⑤ 利用者の自立に向けて指導の一環として、言葉による行動の制限・制止・促し等の行為
2. 緊急やむを得ない行動制限・抑制を行う場合は、個別支援計画に明記するとともに、実践した場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況等を記録します。

16. 運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況等について定期的に運営推進会議に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の内容で運営しています。

<p><運営推進会議></p> <p>委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者 ②利用者の家族 ③高知市職員もしくは高知市南街・北街・江ノ口部地域包括支援センター職員 ④地域住民の代表 ⑤医師 ⑥事業所の現場責任者 ⑦事業所の管理者 <p>開催時期： 2ヶ月に1回程度</p> <p>会議録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。</p> <p>評価： 毎年、事業所自己評価・関係者による外部評価を実施し、評価内容を記録するとともに当該記録を公表しています。</p>

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>		
通所リハビリテーション	島津病院通所リハビリテーション	比島町4丁目5-27
<地域密着型サービス>		
小規模多機能型居宅介護	しおた	塩田町19番26号
小規模多機能型居宅介護	ひじま	比島町2丁目10番31号
認知症対応型共同生活介護	やすらぎ	塩田町19番26号
地域密着型特定施設入居者生活介護	みやびの里	比島町4丁目6番9号
居宅介護支援	島津病院居宅介護支援	比島町4丁目5番27号
<居宅介護予防サービス>		
介護予防通所リハビリテーション	島津病院通所リハビリテーション	比島町4丁目5番27号
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防小規模多機能型居宅介護	しおた	塩田町19番26号
介護予防小規模多機能型居宅介護	ひじま	比島町2丁目10番31号
介護予防認知症対応型共同生活介護	やすらぎ	塩田町19番26号
介護予防支援	島津病院居宅介護支援	比島町4丁目5番27号